

個人情報保護管理規程の取扱いについて（伺い定め）

個人情報保護管理規程（平成17年5月24日制定）について、その解釈及び事務取扱いは次のとおりとする。

第2条第1項関係 「協会に加入している生存する個人に関する情報」とは、次により取得した情報で協会が管理保有する情報をいう。

1. 退職共済規程施行細則様式2号、様式5号、様式7号から11号及び様式14号の届出等により取得した情報
2. 福利厚生事業実施規程に定める短期給付金請求書により取得した情報
3. 生活資金貸付取扱要領に定める借入申込書及び住宅・土地資金貸付取扱要領に定める住宅・土地資金借入申請書により取得した情報
4. 上記1-3のほか、協会運営に必要と認め取得した、特定の個人を識別することができる情報

第4条第1項関係 「利用目的」は、次に掲げる事務を遂行するために必要な書類の作成とする。

1. 退職共済加入者の掛金の算定と通知
2. 長期給付及び短期給付の実行
3. 退職共済制度についての改訂、廃止など条件の設定（分析・統計を含む）
4. 貸付金の実行
5. 福利厚生事業の参加申込に関するもの
6. 社会福祉法人福利厚生センターの受託事業として実施する会員交流事業の参加申込に関するもの

第6条第1項関係 「あらかじめ公表しているとき」とは、次のものをいう。

1. 福利協会のハンドブック
2. ホームページ<https://fukurikanagawa.or.jp>

第8条及び第9条並びに第10条及び第11条関係 個人データの安全性、正確性等の確保措置及び職員等に対する監督、委託先の監督等を適切に行うため、個人データ管理者及び管理主任を置く。

管理者は、事務局長を、管理主任は事務局次長をもって充てる。

第12条関係 委託を受けた者に第12条各号の措置を講ずるにあたっては、原則として
文書をもって明示することとする。

第18条第1項関係 個人データ開示等申出書の書式は次のとおりとする。

第21条関係 第16条及び第17条の決定について、書面による異義の申出を受けた場
合、必要に応じ運営委員会に報告を（又は指示を受け対処）しなければならない。
また、これにかかわる書類は、5年間保存するものとする。

施行日

この取扱いは、平成17年6月1日より施行する。

附則

この取扱いは、平成28年4月1日より施行する。

附則

この取扱いは、2024(令和6)年4月1日より施行する。